

R5年度島根県国民保護計画 新旧対照表

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P8 第1編第3章	【指定地方行政機関】	中国四国管区警察局	中国__管区警察局	名称の変更
P11 第1編第4章	(2)気候	<p>(省略)</p> <p>年平均気温(平年値)は、松江15.2℃、浜田15.7℃、西郷14.5℃、山間部では12～14℃位である。</p> <p>年降水量(平年値)は、松江1791.9mm、浜田1654.6mm、西郷1816.4mmであるのに対して、西部の山間部では2000mm以上の所がある。6月上旬から7月中旬にかけての梅雨期間には、年間降水量のおよそ1/4が降り、特に梅雨末期にはたびたび集中豪雨の被害を受けている。</p> <p>近年の主な気象災害は、以下のとおり。</p> <p>(省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年7月および8月豪雨による水害 令和3年7月および8月豪雨による水害 	<p>(省略)</p> <p>年平均気温(平年値)は、松江14.9℃、浜田15.5℃、西郷14.3℃、山間部では12～13℃位である。</p> <p>年降水量(平年値)は、松江1787.2mm、浜田1663.8mm、西郷1794.8mmであるのに対して、西部の山間部では2000mm以上の所がある。6月上旬から7月中旬にかけての梅雨期間には、年間降水量のおよそ1/3が降り、特に梅雨末期にはたびたび集中豪雨の被害を受けている。</p> <p>近年の主な気象災害は、以下のとおり。</p> <p>(省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年7月および8月豪雨による水害 	気温及び降水量の時点修正 災害事例の追加
P11 第1編第4章	(2)気候 [月別平均気温(平年値)] [月別平均降水量(平年値)]			気温及び降水量の時点修正
P12 第1編第4章	(3)人口	<p>令和4年10月1日現在の県推計人口は657,842人で、昭和61年以降連続して減少し続けており、山間部の町村でその傾向が顕著である。</p> <p>65歳以上人口は、15歳未満人口を大きく上回る228,613人で、その割合は34.8%と全国有数の高齢化の進んだ県である。(全国平均は28.6%、令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)による)。</p>	<p>平成30年10月1日現在の県推計人口は679,626人で、昭和61年以降連続して減少し続けており、山間部の町村でその傾向が顕著である。</p> <p>65歳以上人口は、15歳未満人口を大きく上回る227,738人で、その割合は33.9%と全国有数の高齢化の進んだ県である。(全国平均は26.6%、平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)による)。</p>	人口の時点修正

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P12 第1編第4章	(3)人口 [人口の推移] [市町村・年齢別人口割合]	<p>出典：令和4年 鳥根の人口移動と推計人口</p>	<p>出典：平成30年 鳥根の人口移動と推計人口</p>	人口の時点修正

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P13 第1編第4章	(4)道路	<p>県内の道路網は、高速自動車国道4路線127.8km(ランプの延長を除く)、一般国道13路線971.7km、県道236路線2,500.9km及び市町村道35,313路線14,695.7kmの18,296kmに及ぶ。(令和3年4月1日現在)</p> <p>高速自動車国道としては、既に中国縦貫自動車道(県内延長22.3km)、中国横断自動車道広島浜田線(県内延長36.4km)、中国横断自動車道尾道松江線(県内延長50.9km)及び山陰自動車道・宍道JCT～出雲IC(延長18.2km)があり、合わせて127.8kmが開通している。高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として、一般国道9号安来道路(延長18.7km)、松江道路(延長9.6km)、多伎朝山道路(延長9.0km)、朝山大田道路(延長6.3km)、仁摩温泉津道路(延長11.8km)、江津道路(延長14.5km)、浜田道路(延長5.9km)、浜田三隅道路(延長14.5km)及び益田道路(延長4.3km)が開通している。</p> <p>これは、県内の高速道路の計画延長の77%であり、全国の開通率89%に比べて大きく遅れている。特に、山陰道(県内計画延長約197km)の開通率は66%と低く、県土の均衡ある発展を図る上でこの整備が喫緊の課題である。</p> <p>また、高速道路の暫定2車線区間における安全性、信頼性向上のため、県内5区間(延長約69km)が4車線化優先整備区間に位置づけられており、早期に整備を進める必要がある。</p> <p>広域幹線道路としては、日本海沿いの主要都市を結ぶ国道9号や、中国山地を横断し、山陰と山陽を南北に結ぶ国道54号などの一般国道がある。</p> <p>(省略)</p> <p>道路の現状を2車線改良率で見ると、国道、県道においては70.1%で、全国平均を下回っており、中でも一般県道については、48.5%と全国平均より大幅に低い整備状況にある。(令和3年4月1日現在)</p> <p>特に地形的な条件の厳しい山間部の国道、県道について道路整備の立ち遅れが顕著となっており、その整備が急がれる。</p> <p>また、中国山地が海岸線近くまで迫り、急峻な地形条件や地質条件から災害を受け易く、多数の落石等通行危険箇所を抱えている。</p> <p>一方、バリアフリーの歩道等高齢者や障がい者にも十分配慮した交通空間の整備や、通学路における交通安全の確保を求める声も高くなっている。</p> <p>このような状況の中で、生活の利便性の向上を図り、安全で快適な道路交通環境を確保するため、適切な維持管理に努めるとともに、効果的で体系的な道路整備や防災対策を推進し、併せて道路環境に配慮した、人にやさしい道づくりも進める必要がある。</p>	<p>県内の道路網は、高速自動車国道4路線130.2km、一般国道13路線953.5km、県道236路線2,499.1km及び市町村道34,961路線14,714.5kmの18,297kmに及ぶ。(平成28年4月1日現在)ただし高速分は平成29年4月1日現在)</p> <p>高規格幹線道路としては、既に供用した中国縦貫自動車道(県内延長22.3km)、中国横断自動車道広島浜田線(県内延長36.4km)、中国横断自動車道尾道松江線(県内延長53.5km)及び山陰自動車道・宍道JCT～出雲IC(延長18.0km)があり、併せて130.2kmを供用している。その他の一般国道の自動車専用道路として、一般国道9号安来道路(延長18.6km)、松江道路(延長9.6km)、仁摩温泉津道路(延長11.8km)、江津道路(延長14.5km)、浜田道路(延長5.9km)、浜田三隅道路(延長14.5km)及び益田道路(延長4.3km)が供用している。</p> <p>広域幹線道路としては、日本海沿いの主要都市を東西に結び山口県と鳥取県に繋がっている国道9号、中国山地を横断し、山陰と山陽を南北に結ぶ国道54号などの一般国道がある。</p> <p>(省略)</p> <p>しかしながら、高規格幹線道路の整備率、一般道路の2車線改良率ともに全国平均に比べて低く、道路整備が大きく立ち遅れている現状にあり、今後の整備が急がれる。</p>	路網の時点修正

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P13 第1編第4章	(4)道路 [道路網概況図]	 <p>出典：島根県の道路2022</p>	 <p>出典：石見県の道路2017</p>	路網の時点修正
P16 第1編第4章	(6)原子力発電所、火力発電所	<p>(省略) また、浜田市三隅町には中国電力㈱三隅火力発電所が立地している。1号機(電気出力100万kW)は平成10年、2号機(電気出力100万kW)は令和4年にそれぞれ営業運転を開始している。</p>	<p>(省略) また、浜田市三隅町には中国電力㈱三隅火力発電所(電気出力100万kW)が立地している。</p>	施設の現況の時点修正
P16 第1編第4章	(6)原子力発電所、火力発電所 三隅火力発電所写真			写真の変更

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P21～24 第2編第1章第 1節1	【県の各部署 における業 務】	<p>政策企画局 【武力攻撃事態等への対処】 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること(秘書課) ・<u>国民保護対策本部等における広報体制の整備に関すること(広聴広報課)</u></p> <p>総務部 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・<u>「全県域WAN」の障害対応に関すること(情報システム推進課)</u> ・<u>ホームページによる情報提供の支援及び広報の支援に関すること(情報システム推進課)</u> ※以下、省略</p> <p>(削除)</p> <p>地域振興部 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・民間輸送力の確保に関すること(交通対策課)</p> <p>健康福祉部 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・避難施設への給水に関すること(薬事衛生課) ・仮設トイレの衛生管理に関すること(薬事衛生課・<u>感染症対策室</u>) ・避難施設における保健衛生の確保に関すること(薬事衛生課・<u>感染症対策室</u>) ・防疫対策に関すること(薬事衛生課・<u>感染症対策室</u>) ※以下、省略</p> <p>農林水産部 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・食糧の確保(流通)及びあっせんに関すること(<u>産地支援課</u>) ※以下、省略</p>	<p>政策企画局 【武力攻撃事態等への対処】 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること(秘書課) -</p> <p>総務部 -</p> <p>※以下、省略</p> <p>広報部 ※以下、省略</p> <p>地域振興部 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・<u>「全県域WAN」の障害対応に関すること(情報政策課)</u> ・<u>ホームページによる情報提供の支援及び広報の支援に関すること(情報政策課)</u> ・民間輸送力の確保に関すること(交通対策課)</p> <p>健康福祉部 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・避難施設への給水に関すること(薬事衛生課) ・仮設トイレの衛生管理に関すること(薬事衛生課__) ・避難施設における保健衛生の確保に関すること(薬事衛生課__) ・防疫対策に関すること(薬事衛生課__) ※以下、省略</p> <p>農林水産部 【武力攻撃事態等への対処・復旧】 ・食糧の確保(流通)及びあっせんに関すること(農産園芸課) ※以下、省略</p>	<p>県組織の時点修正 ・広聴広報課の新設 (広報部および広報室の廃止) ・情報システム推進課の新設 (情報政策課の廃止) ・感染症対策室の新設 ・産地支援課の新設 (農産園芸課の廃止)</p>

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P27 第2編第1章 第1節3	(1)国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】	損失補償 特定物資の収用に関すること(法第81条第2項) 産地支援課 ※以下、省略 損害補償(法第160条) 国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、115条第1項)県警警務課 (123条第1項)健康推進課 (123条第1項)薬事衛生課 (123条第1項)感染症対策室 (80条第1項)該当課	損失補償 特定物資の収用に関すること(法第81条第2項) 農産園芸課 ※以下、省略 損害補償(法第160条) 国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、115条第1項)県警警務課 (123条第1項)健康推進課 (123条第1項)薬事衛生課 (80条第1項)該当課	県組織の時点修正 ・感染症対策室の新設 ・産地支援課の新設 (農産園芸課の廃止)
P42 第2編第1章 第4節6	(2)被災情報収集のための準備 【被災情報の報告様式】	— 年 月 日	平成 年 月 日	平成表記の削除(2か所)
P58 第3編第1章 1	(1)鳥根県危機管理連絡会議の設置 【県危機管理連絡会議の構成】	構成員 政策企画監、 広報広報課長 、総務課長、(以下、省略)	構成員 政策企画監、 広報室長 、総務課長、(以下、省略)	県組織の時点修正 ・広聴広報課の新設 (広報室の廃止)
P59 第3編第1章 1	(2)鳥根県危機管理対策本部の設置 【県危機管理対策本部の構成】	本部長 政策企画局長、総務部長、 <u> </u> 防災部長、(以下、省略)	本部長 政策企画局長、総務部長、 広報部長 、防災部長、(以下、省略)	県組織の時点修正 ・広報部の廃止
P63 第3編第2章 1	(3)県対策本部の組織構成及び機能 県対策本部の組織	<p>県対策本部の組織</p> <p>県対策本部 県対策本部長(知事) 県対策本部副本部長(副知事) 県対策本部員 1 副知事(再掲) 2 県教育委員会教育長 3 警察本部長 4 前各号に掲げる者のほか、知事が当該課長の職員のうちから任命する者</p> <p>(県対策本部長の補佐機能) 総務課 情報課 対策課 通信課 広報課 庶務課</p> <p>支援委員 協議 決定内容の指示</p> <p>各部署 政策企画局 総務課 地域振興課 健康福祉課 環境生活課 農林水産部 商工労働課 土木部 出納課 管財課 企業課 教育委員会 公安委員会 建設課本部 東京事務所(国との連絡) 石見地域現地对策本部</p> <p>※県対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該課長の職員以外の者を県対策本部の会議に出席させることが可能である。 ※防衛大臣は、県対策本部長の求めがあった場合、国民保護措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定する職員を県対策本部会議に出席させるものとする。</p>	<p>県対策本部の組織</p> <p>県対策本部 県対策本部長(知事) 県対策本部副本部長(副知事) 県対策本部員 1 副知事(再掲) 2 県教育委員会教育長 3 警察本部長 4 前各号に掲げる者のほか、知事が当該課長の職員のうちから任命する者</p> <p>(県対策本部長の補佐機能) 総務課 情報課 対策課 通信課 広報課 庶務課</p> <p>支援委員 協議 決定内容の指示</p> <p>各部署 政策企画局 総務課 地域振興課 健康福祉課 環境生活課 農林水産部 商工労働課 土木部 出納課 管財課 企業局 教育委員会 公安委員会 現地对策本部 東京事務所(国との連絡) 石見地域現地对策本部</p> <p>※県対策本部員が必要と認めるとき、国の職員その他当該課長の職員以外の者を県対策本部の会議に出席させることが可能である。 ※防衛大臣は、県対策本部長の求めがあった場合、国民保護措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定する職員を県対策本部会議に出席させるものとする。</p>	県組織の時点修正 ・広報部の廃止

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P126 第3編第7章 第4節5	消防等に関する指示の枠組み	注) 図中の①、②、③は、それぞれ本文の5の(2)ア、イ、(2)ウ、(2)エに対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれ本文の5の(2)のオ(ア)、オ(イ)、オ(ウ)に対応している。	注) 図中の①、②、③は、それぞれ本文の4の(2)ア、イ、(2)ウ、(2)エに対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれ本文の4の(2)のオ(ア)、オ(イ)、オ(ウ)に対応している。	誤記の修正
用語集 用語集4	【指定行政機関】	事態対処法第2条第5号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、 子ども家庭庁、デジタル庁 、総務省、消防庁、法務省、 出入国在留管理庁 、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の 34 機関。	事態対処法第2条第5号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、 <u>総務省</u> 、消防庁、法務省、 <u>公安調査庁</u> 、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の 31 機関。	指定行政機関の時点修正